

重要事項確認表

この確認表は、支給認定の申請や保育所等の利用申込み、利用料、利用決定後の手続き等について、特に重要である事項を記載したものです。各項目をよく読んで確認した後に、右部「チェック」欄に✓を入れてください。また、全て確認した後は裏面最下部に保護者名が必要です。

● 利用申込みについて

No.	確認内容	チェック
①	利用申込みに係る利用調整（入所選考）は、 <u>申込締切日までに糸島市子ども課において受領した書類</u> により行います。郵送による申込みも可能ですが、不備・不足のない申込書類一式が締切日までに子ども課へ到着している必要があります。	<input type="checkbox"/>
②	申込内容や届出内容に虚偽があった場合は、保育所等の入所決定を取り消すことがあります。また、必要に応じて糸島市子ども課職員が世帯状況や就労状況等の調査を行います。	<input type="checkbox"/>
③	利用調整（入所選考）の対象となるのは、利用希望施設として申込書類に記載されている施設のみです。また、同じ希望施設名を繰り返し記入しても、利用調整には一切関係ありません。	<input type="checkbox"/>
④	利用申込みにあたっては、事前に施設見学や面談を行い、利用希望施設の情報を確認したうえでお申し込みください。また、申込書類に記載する希望施設すべてが通園可能であるかどうかを確認し、入所決定後に登園不可により辞退することのないようにしてください。	<input type="checkbox"/>
⑤	保育所等の入所決定から実際に入所するまでの間に保育を必要とする要件（支給認定の要件）がなくなった場合は、決定を取り消すことがあります。 (例)翌年度4月からの入所決定を受けた後、利用開始前の3月に保育を必要とする要件がなくなった場合は、実際の利用を待たずにその時点で入所決定が取り消されます。	<input type="checkbox"/>
⑥	申請者の家庭状況（婚姻・離婚・転居など）や勤務状況（退職・転職・育児休業・復職など）、利用希望施設などの申込内容に変更が生じた場合は、その都度すみやかに「支給認定変更申請書 兼 届出事項変更届出書」を糸島市子ども課へ提出してください。 ※変更内容を証明する資料の添付が必要です。 入所後に勤務状況が申込み時点と異なることが判明した時点で、入所承諾の取り消し及び途中退所となります。	<input type="checkbox"/>

● 支給認定、入所要件について

No.	確認内容	チェック
⑦	支給認定とは、 保護者（父母）が保育を必要とする要件を備えていること を市町村が確認し、認定することを言います。認可保育所等を利用するにあたっては必ず支給認定を受けている必要があり、支給認定が受けられない場合（＝保育を必要とする要件が無い場合）は保育所等を利用することができなくなります。	<input type="checkbox"/>
⑧	支給認定の結果については、原則として郵送によりお知らせします。 なお、保育所等の利用申込みを行う場合は、利用調整後に保育所等への入所が決定次第、他の文書等と合わせて結果通知をお送りします。	<input type="checkbox"/>
⑨	就労を要件として保育所等を利用する場合は、 <u>1か月あたり60時間以上</u> の就労が必要です。 就労時間が月60時間未満の場合は、就労を理由として支給認定を受けることはできません。	<input type="checkbox"/>
⑩	（就労予定・復職予定） 保育所等の利用開始とあわせて就労予定、または育児休業からの復職予定として申し込む場合は、必ず 利用開始後1か月以内に就労証明書に記載されている事業所等への就職（復職） が必要です。就労証明書には、申込時ではなく保育所等の利用開始後の状況が記載されるようにしてください。なお、申込時に提出された就労証明書の内容と利用開始後の就労（復職）状況が異なる場合（ 就労先、就労時間の相違など ）は、原則として入所承諾取消しおよび途中退所となります。※就労・復職後は「就労・復職したことがわかる就労証明書」と「支給認定変更申請書 兼 届出事項変更届出書」を入所中の保育所等もしくは糸島市子ども課へ速やかに提出してください。	<input type="checkbox"/>
⑪	（妊娠・出産） 児童の母が現在妊娠中の場合は、出産予定日を右記に記入してください。 「妊娠・出産」を要件として保育所等を利用できる期間は、 <u>妊娠が判明し、母子手帳の交付を受けた保護者が希望する日から、出産（予定）日の2か月後の末日まで</u> となります。 (例)出産予定日が6月の場合、8月(2か月後)まで利用可能。 予定日：令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑫	（妊娠・出産による入所後の育児休業取得） 妊娠・出産を要件として保育所等を利用しており、出産後に育児休業を取得しつつも保育所等を継続して利用する場合は、 育児休業を取得する旨の「就労証明書」 及び「 育児休業に係る保育所等の継続利用申立書 」の提出が必要です。また、育児休業取得期間中は、 保育短時間（8時間） の利用となります。	<input type="checkbox"/>
⑬	求職活動中であることを要件として保育所等を利用できる期間は 利用開始後最大3か月間 で、利用時間は 保育短時間（8時間） となります。	<input type="checkbox"/>

※裏面も記入が必要です

● 保育所等利用料について

No.	確認内容	チェック
⑭	利用料は児童の年齢や世帯の課税額、入所児童数、世帯状況等により算定されます。また、利用料の算定に際し、糸島市子ども課において、地方税法に基づく市町村民税課税状況等の確認を行います。	<input type="checkbox"/>
⑮	4月から8月までの保育料は令和5年度の課税額、9月から3月までの保育料は令和6年度の課税額を用いて算定を行います。したがって、 税額の変更により年度途中で保育料が変更となることがあります。	<input type="checkbox"/>
⑯	児童の保護者（父母）の収入が一定額に達していない場合は、同居の祖父母等の税額を算入することがあります。また、未申告等により税額が確認できない場合は、最も高い階層で算定されます。	<input type="checkbox"/>
⑰	新たに申告を行うなどして税額が決定または変更となった場合は、保護者からの「 支給認定変更申請書 兼 届出事項変更届出書 」の提出により、利用料の再算定を行います。再算定により利用料が変更になった場合は、原則として提出があった年度当初まで遡及します。	<input type="checkbox"/>
⑱	利用料の変更等により過納となり、糸島市から保護者へ保育料の返還の必要が生じた際は、 <u>口座振替の場合は振替口座、それ以外の場合は児童手当受給口座</u> に還付します。	<input type="checkbox"/>
⑲	利用料は、必ず納期限までに納付してください。また、利用料を滞納した場合は、 <u>児童手当からの特別徴収や勤務先への給与照会を含む財産調査、その他財産の差押え等</u> を行う場合があります。	<input type="checkbox"/>

● 入所決定後の手続きについて

No.	確認内容	チェック
⑳	保育所等の利用開始日は原則として毎月初日(1日)、退所日は末日となります。 退所する場合は、 退所日の10日前まで に利用中の施設へ「 退所届 」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
㉑	保育所等の利用開始後も、家庭状況や勤務状況（退職・転職・育児休業・復職など）、保育を必要とする要件などに変更がある場合は「支給認定変更申請書 兼 届出事項変更届出書」の提出が必要です。 変更内容を証明する書類とともに、すみやかに糸島市子ども課または利用中の施設へ提出してください。	<input type="checkbox"/>
㉒	利用開始後に2週間以上欠席する場合は、「 長期欠席届 」の提出が必要です。 なお、 欠席が1か月以上となる場合は、家庭保育が可能であるとみなされるため、原則として退所となります。 ※児童本人の入院や保護者の里帰り出産など、特段の事情がある場合は最長3か月まで。	<input type="checkbox"/>

● 重要事項の確認について

No.	確認内容	チェック
㉓	施設案内等を、施設から受け取る、もしくは、保育所等案内や各施設ホームページから入手し、 すべてを読んだうえで、内容に同意できる施設をお申し込みください。	<input type="checkbox"/>
㉔	保育所等利用申込みの手引き「よくあるお問い合わせ」に、退所となり得る事案等も記載しています。よくあるお問い合わせも読んだうえで、お申し込みください。	<input type="checkbox"/>

上記内容をすべて確認し、了承しました。

令和 年 月 日

保護者氏名（自署）